

## おいらせ町地域振興協議会規約

### (名称)

第1条 この協議会はおいらせ町地域振興協議会（以下「協議会」という。）という。

### (目的)

第2条 協議会は、おいらせ町の産業振興を促進し、おいらせ町及び周辺市町村の経済活性化を図るとともに、官民が一体となつての地域づくり活動等を通じて、地域の新しい共生関係の創造に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 官民一体となつた各種記念事業やイベント事業
- 2) 産業情報の収集とまちづくり情報の収集・発信
- 3) 地域の振興、発展等のための活動への支援
- 4) 前各号の事業を遂行するための資金調達事業
- 5) その他、協議会の目的達成のために必要な事業

### (会員)

第4条 協議会の会員は、次の団体とする。

- 1) おいらせ町
- 2) おいらせ町議会
- 3) おいらせ町教育委員会
- 4) おいらせ町商工会
- 5) 十和田おいらせ農業協同組合
- 6) 百石町漁業協同組合
- 7) 下田タウン株式会社
- 8) イオンモール下田
- 9) その他、理事長が認める団体

### (役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- 1) 理事長 1名
- 2) 副理事長 1名
- 3) 理事 6名
- 4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 協議会の役員は第4条に規定するものをもって構成する。

- 2 理事長は、おいらせ町長とする。
- 3 理事は次の団体の代表者等とする。
  - 1) おいらせ町議会
  - 2) おいらせ町教育委員会
  - 3) おいらせ町商工会
  - 4) 十和田おいらせ農業協同組合
  - 5) 百石町漁業協同組合
  - 6) 下田タウン株式会社
  - 7) イオンモール下田
- 4 副理事長は、前項各号の理事の中から、理事長が指名する。
- 5 監事は理事長が会員の中から次のものを指名する。
  - 1) イオングループ
  - 2) おいらせ町
- 6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務及び権限)

第7条 理事長は協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 理事長に事故あるときは、副理事長がその職務を代理する。
- 3 監事は会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(幹事会)

第9条 理事長は、事業推進上必要と認めるときは、幹事会を設けることができる。

- 2 幹事会は、第4条に規定する構成団体の職員等の中から理事長が指名したものをもって組織する。
- 3 幹事会は、総会で付託された事項を調査研究し、その結果を報告する。
- 4 幹事長は、おいらせ町副町長とする。
- 5 副幹事長は、おいらせ町総務課長とし、幹事長に事故あるとき又は欠けたときは、副幹事長がその職務を代理する。
- 6 幹事の任期は、役員任期と同様とする。

(専門部会)

第10条 理事長は、事業推進上必要と認めるときは、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会は、理事長が指名したのもをもって組織する。
- 3 専門部会は、理事長に付託された専門の業務についてこれを遂行する。

(会議)

第11条 協議会の会議は、総会及び幹事会とする。

- 2 総会は、理事長が招集してその議長となる。
- 3 幹事会は、幹事長が招集してその議長となる。

(総会)

第12条 総会は、定例総会及び臨時総会とする。定例総会は毎年1回会計年度終了後2カ月以内にこれを開き、予算、決算その他重要な事項を審議する。

- 2 臨時総会は、理事長が必要と認めたとき、又は半数以上の役員等からの請求があったときにこれを招集する。
- 3 総会は、会員の過半数の出席により成立する。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席したものとみなす。

(議事)

第13条 総会の議決は、出席者の過半数で決する。可否同数の場合は、議長が決する。

(経費)

第14条 協議会の運営に要する経費は、助成金及びその他の資金をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第15条 本会の事業計画及び予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、理事長は、総会において予算が議決されるまでの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第16条 協議会の事業報告及び決算は、理事長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3か月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第18条 協議会の事務局をおいらせ町政策推進課に置く。

- 2 事務局に事務局長及び局員を置く。
- 3 事務局長は政策推進課長とする。

(委任事項)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成19年2月8日から施行する。
- 2 第14条に規定する平成18年度の会計年度は、協議会設立の日から3月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成23年5月13日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成25年5月29日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成27年5月14日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成28年5月30日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成29年5月29日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和6年5月30日から施行し、令和6年4月1日から適用する。